

国指定史跡 伊治城跡

現地説明会資料



伊治城跡全景(南から)

平成16年12月4日(木) 午後1時30分～

築館町教育委員会

調査要項

遺跡名：伊治城跡（宮城県遺跡登録番号 41007）

所在地：宮城県栗原郡築館町字城生野、大堀、地藏堂

調査主体：築館町教育委員会

調査担当：築館町教育委員会・宮城県教育庁文化財保護課

調査期間：平成 16 年 11 月 1 日～12 月 10 日（予定）

1. はじめに

奈良時代の中頃、今から約 1200 年前の宮城県北部は奈良に都があった古代律令政府の力が及んでいた地域の北限でした。さらに、北の地域には蝦夷（エミシ）と呼ばれる人々が住んでいました。当時、宮城県北部は、古代律令政府が蝦夷を支配しようとするのに対し、蝦夷が武力を持って抵抗していた不安定な地域でした。

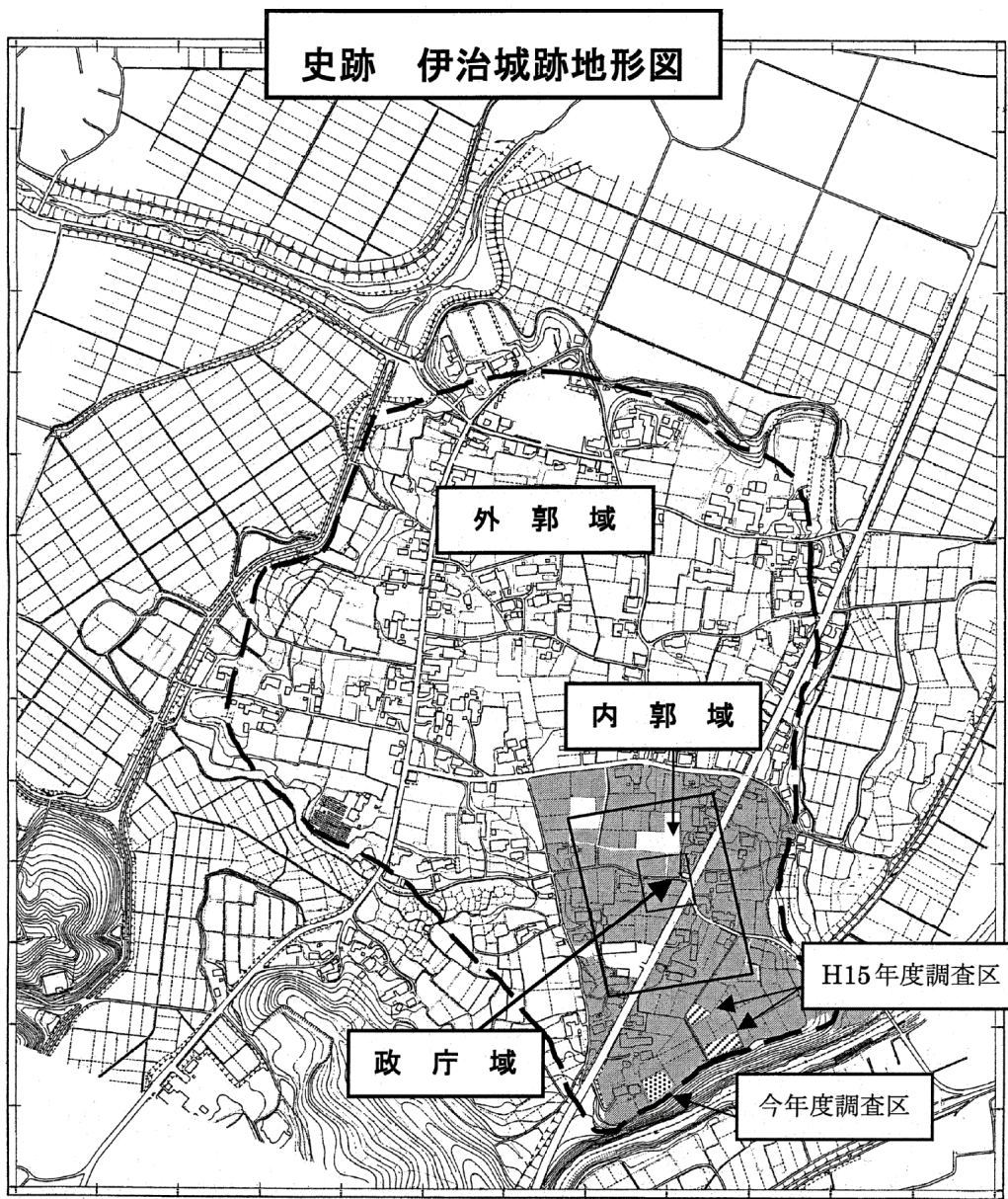
このような中で、律令政府は宮城県北部の支配を強め、またさらに岩手県北上川中流域に勢力を拡大するため、その拠点として 767（神護景雲元）年に伊治城を建設しました。

伊治城の建設とともに、律令政府が他の地域から人々を移住させたことに蝦夷側が反発し、両者の対立は深まりました。780（宝亀 11）年には伊治城において、蝦夷出身で栗原郡の長官であった伊治公皆麻呂が反乱を起こし、按察使（アゼチ「陸奥・出羽国の最高指揮官」）の紀広純（キノヒロズミ）と牡鹿郡の長官道嶋大盾（ミチシマノオオタテ）を殺し、数日後には多賀城を占拠し、略奪・放火した「伊治公皆麻呂の乱」が起こりました。この事件以後、律令政府は蝦夷征討を強化し、801（延暦 20）年に蝦夷側の指導者である阿弓流為らを降伏させるまで、4 回にわたる大規模な軍事遠征を行いました。その結果 802（延暦 21）年に胆沢城（岩手県水沢市）、803（延暦 22）年には志波城（岩手県盛岡市）が建設され律令政府の勢力は岩手県内に拡大していきました。

2 これまでの調査成果

伊治城は宮城県内で桃生城（河北町）とともに、創建された年代が文献資料（続日本紀）に残されている数少ない城柵の一つです。伊治城の所在地については、発掘調査が開始されるまで、城生野地区が有力な擬定地と考えるに留まっていました。

その有力な擬定地の一つであった城生野地区の発掘調査は、宮城県多賀城跡調査研究所によって昭和 52 年から 3 年間行われました。この調査では、大溝や土塁、竪穴住居跡から出土した土器に書かれていた文字などから、この地が伊治城であった可能性が高いと考えられるようになりました。その後、昭和 62 年から、築館町教育委員会が主体となって発掘調査を再開し、平成元年に区画溝跡の内側から計画的に配置された 5 棟の掘立柱建物跡が初めて発見されました。さらに平成 2 年の調査では新たに 2 棟の掘立柱建物跡が発見され、これらの建物跡群が「官衙ブロック＝城柵内の役人が実務を行う場所」を構成することがわかりました。また、出土した遺物の年代も伊治城存続年代と一致するため、城生野地区が「伊治城跡」であることが考古学の面から明らかになりました。



* 黒塗りは国史跡指定範囲

* ー ー は外郭推定線

平成3・4年は、「政庁域＝伊治城の中核部」の調査を行い、「正殿」「後殿」「前殿」「西脇殿」などの大規模な掘立柱建物跡や「南門」が発見され、「政庁域」の範囲も明らかになりました。建物群は大きく分けて3時期あり、2時期目の建物群が「伊治公咎麻呂の乱」によると考えられる火災の跡も確認されました。

平成6年までの調査成果により、伊治城は東西700m、南北900mほどの広がりを持ち、城生野地区の台地南東部寄りに「政庁」があり、その外側に内郭「官衙ブロック」、

さらに外側には竪穴住居群が広がる三重構造になっています。

平成7年からの調査では、伊治城を取り囲む区画（外郭）施設の大溝跡を台地の南西部と西部の縁辺で発見しています。北側の外郭の区画施設は土塁と大溝であると考えられ、土塁は2条存在していたことがわかりました。東部でも外郭の区画施設は大溝と大溝の間に土塁状の高まりがあったと考えられます。東部の外郭域の竪穴住居跡から青銅で作られた「弩」の発射装置部分にあたる「機」が発見されました。「弩」は引き金を使って矢を放つ弓で、普通の弓よりも命中率が高く、矢をより遠くへ飛ばすことができます。「弩」は文献には記録として残っていますが、国内で実物が発見されたのは伊治城が初めてです。

その後も、外郭内部の調査を中心に進められ、以上のような長年にわたる調査成果から、伊治城跡の概要がほぼ明らかとなりました。伊治城は東北地方の古代史を考える上で非常に重要な遺跡であることから、平成15年8月27日に国史跡に指定されました。

3 今回の調査の目的

昨年の東調査区で、築地の崩落土が発見されたことにより、付近に区画施設が存在が想定できることから、外郭南辺の区画施設を解明するために、昨年の東調査区から南西に約70mの場所に調査区を設定しました。

4 発掘調査の結果

今回の調査では、外郭区画施設の推定線上から、門跡（SB640A・B）、櫓跡（SB641A・B）が発見されました。そのほかの遺構は、掘立柱建物跡1棟、竪穴住居跡2軒、溝跡などが発見されました。今回は、門と櫓について説明します。

【SB640A・B】

東西方向（桁行）に4個（3間）、南北方向（梁行）に3個（2間）の合計12個の柱穴（柱を据える穴）をもつ門跡です。同位置で一度建て替えられており、調査区の南東で発見されました。この位置は、外郭南辺の推定線上にあることから、この門跡は伊治城の外郭南門跡と考えられます。

この門跡は、掘立式で棟を支える2本の柱と、門扉を取り付ける2本の柱が一列に並び、前後に各4本の控柱をもつ八脚門とよばれる門です。

門は、古い方からSB640A SB640Bとします。

SB640Aの規模は、同位置でSB640Bに建て替えられているので不明である。

SB640Bの規模は、東西の総長が6.5mで柱の間隔は、東から2.1m、2.3m、2.1mで真中がやや広がっています。南北の総長が5.6mで柱の間隔は、南から3.0m、2.6mです。柱穴（柱を据える穴）は一辺1.0～1.2mの方形で、深さは控柱で1.0～1.3m、門扉の取り付く柱で、0.6mです。すべての柱穴で、柱を切り取りされています。精査を行った6個の柱穴のうち、4個で柱材が径15～30cm、長さ25～60cm残っていました。

【SB641A・B】

南北方向に2個(1間)、東西方向に2個(1間)の合計4個の柱穴をもつ櫓跡です。同じ位置で一度建て替えられており、調査区の西で発見されました。

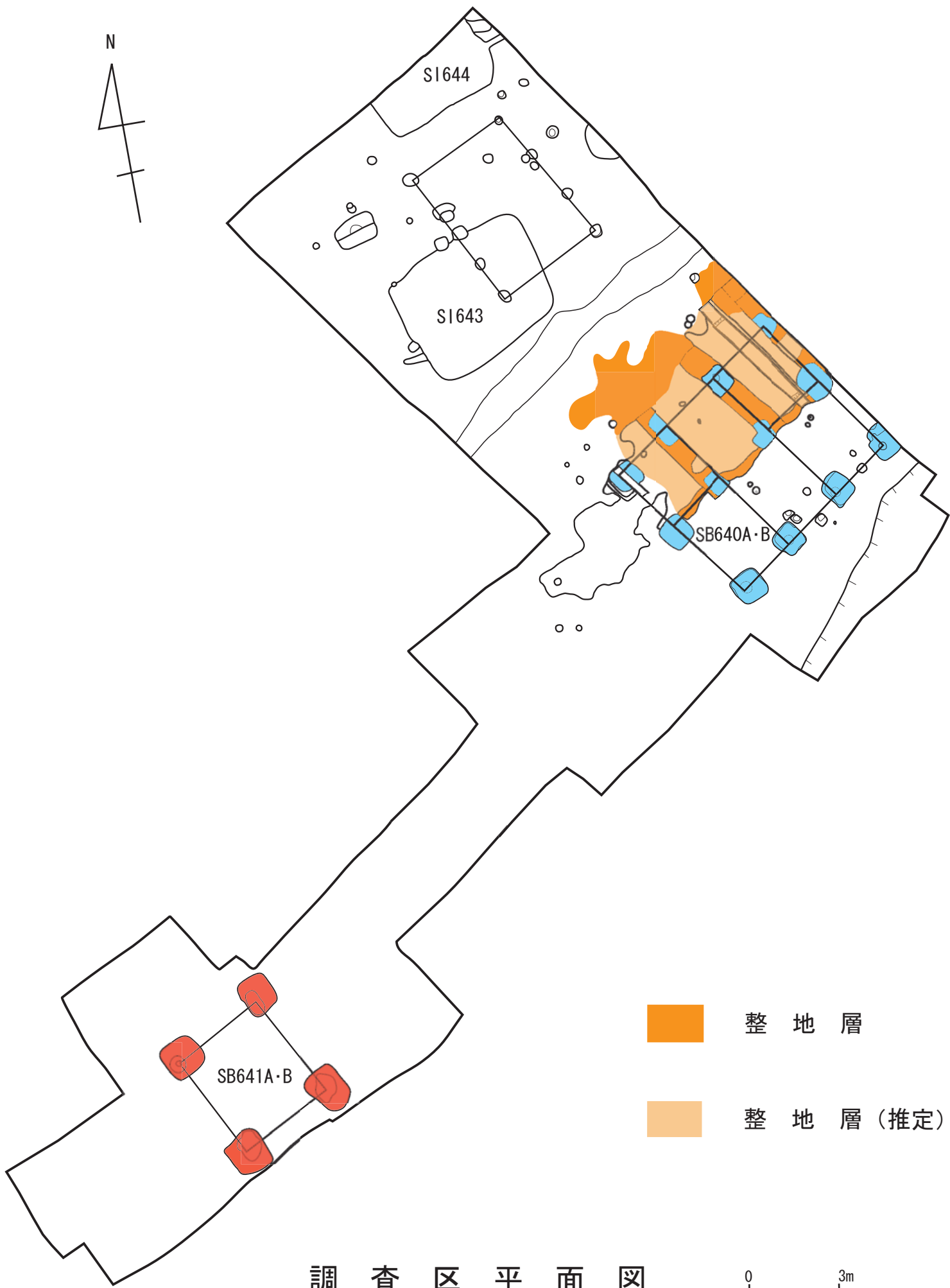
古い方からSB641A SB641Bとします。

SB641Aの規模は、南北3.5m、東西3.2mで南北にやや長い建物です。柱穴は一辺1.2~1.5mの方形で、北西の柱穴では、深さ60cmあり、柱材が径20cm、長さ60cm残っていました。4個のうち3個で建て替えのため、柱を抜き取っていました。

SB641Bは、SB641Aの柱を抜き取りした穴を柱穴にしたため、一辺40~85cmの不整形で、深さは50cmに縮小され、柱は抜き取っていました。

5 まとめ

- 1 南門は東西3間、南北2間の八脚門で一度建て替えられており、建物がなくなったあとに建物の中央部から北側で整地されていることがわかりました。
- 2 櫓は、南北1間、東西行1間の建物で一度建て替えられております。
- 3 今回の調査では、外郭の想定線上に南門跡と櫓跡が初めて発見されました。南門と櫓との関連について、今回の調査ではわかりませんでした。外郭区画施設に取り付くものと考えられます。しかし、今回の調査では見つかりませんでした。外郭区画施設を考えるうえで、貴重な手がかりを得ました。



調査区平面図

0 3m



SB640A・B 掘立柱建物跡（北西から）



1 トレンチ東断面



SB640 掘立柱建物跡 N1E4



SB640 掘立柱建物跡 N2E3



SB641A・B 掘立柱建物跡（北から）



SB641 掘立柱建物跡北西柱穴